

## 日本遺産認定地域の今後の審査について

令和6年1月

日本遺産審査・評価委員会

### 《基本方針と現状》

- ・ 現在、日本遺産として104件が認定されているところ、日本遺産のブランド力を維持するため、認定件数は「100件程度」を堅持することとしている。
  - ・ 他方、現行認定地域の活発な取組の継続と、新たなストーリー・地域の参入による事業全体の活性化の観点から、
    - ① 新たな候補地域を認定する仕組みと、既存の日本遺産地域の活動状況を評価する総括評価、活動継続について判断する継続審査の仕組みを導入
    - ② 継続審査の結果「条件付き認定」とされた地域と、候補地域をそれぞれ点数によって評価し、上位の地域を日本遺産とするプロセスを導入
- 引き続き、日本遺産のブランド力の向上や、さらなる事業の活性化が必要。
- ・ 令和6年度、候補地域3件と条件付き認定地域のうちの4件が、初めて当該点数による評価プロセスを経ることとなる。当該点数による評価プロセスは、それぞれの地域活性化計画について、これまでの取組と今後の計画を詳細に評価するもの。このプロセスの厳正な適用により、既存認定地域であっても、日本遺産としての認定の取消しを受けることがある。

### 《課題と対応方針》

- ・ これまでは、各地域が自ら設定した指標に基づき、取組実績の評価を行ってきたが、来年度から2周目の総括評価が始まることを踏まえれば（2周目では、再審査の場合を除いて、原則として現地調査を実施しない）、客観的な評価結果を日本遺産としての認定可否に反映させることが求められる。
- ・ 今後、順次行われる2周目の総括評価において、各地域の取組状況を一定の数値に基づいて客観的に評価。その結果、総括評価全体として「不可」の判定となった場合は、日本遺産の認定を取り消す。
- ・ なお、実際に取消しが生じた場合の対応の方向性については、別途「日本遺産の認定取消が生じた場合の対応について」のとおり整理する。

文化庁報道発表  
（令和 6 年 7 月 23 日）

### 令和 6 年度における「日本遺産」総括評価・継続審査について

平成 27 年度、平成 30 年度に認定された「日本遺産」30 件及び令和 3 年度に認定された「日本遺産」の候補地域 3 件について、同委員会における総括評価・継続審査を経て、18 件を認定継続とし、うち 2 件を他の地域のモデルとなる地域として「重点支援地域」に選定するとともに、重点支援地域の中でも卓越して優れた実績・計画を有する地域として 1 件を「特別重点支援地域」（日本遺産プレミアム）として選定しました。

また、「再審査」となる地域として 5 件を選定するとともに、令和 3 年度の総括評価・継続審査において「条件付き認定」となった 4 件は令和 3 年度認定候補地域との「点数評価プロセス」に進むこととなりましたので、年内を目途に審査結果を発表します。

※認定番号 4「灯（あか）り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～」については、令和 6 年能登半島地震の影響に鑑み審査を延期しております。

#### ■文化庁ホームページ

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/94086201.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94086201.html)

	H27 認定 (17 地域)	H30 認定 (13 地域)	R3 候補認定 (3 地域)
特別重点支援地域 (日本遺産プレミアム)	1 福井県		
重点支援地域		2	
認定継続	8	10	
再審査	4	1	
点数評価プロセス	4 岐阜県、鳥取県、 島根県、福岡・佐賀県		1 小樽市
候補地域継続			2